

令和4年3月9日招集

# 第1回若桜町議会定例会会議録

(令和4年3月9日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第1号	令和4年度若桜町一般会計予算	原案可決
2	議案第2号	令和4年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
3	議案第3号	令和4年度若桜町介護保険事業特別会計予算	原案可決
4	議案第4号	令和4年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
5	議案第5号	令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計予算	原案可決
6	議案第6号	令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計予算	原案可決
7	議案第7号	令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
8	議案第8号	令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算	原案可決
9	議案第9号	令和4年度若桜町財産区造林事業特別会計予算	原案可決
10	議案第10号	令和4年度若桜町索道事業特別会計予算	原案可決
11	議案第11号	令和4年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算	原案可決
12	議案第12号	令和3年度若桜町一般会計補正予算（第5号）	原案可決
13	議案第13号	令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第4号）	原案可決
14	議案第14号	令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算 （第3号）	原案可決
15	議案第15号	令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算 （第3号）	原案可決
16	議案第16号	令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計予算 （第1号）	原案可決
17	議案第17号	若桜町空家等の適正管理に関する条例の制定につい て	原案可決
18	議案第18号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
19	議案第19号	若桜町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
20	議案第20号	若桜町新型コロナウイルス感染症対応利子補助金基 金条例の一部改正について	原案可決

2 1	議案第 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定（わかさ 2 9（にく）工房）について	原案可決
2 2	議案第 2 2 号	若桜町監査委員の選任について	原案同意
2 3	議案第 2 3 号	工事請負契約の締結について	原案可決
2 4	議案第 2 4 号	若桜町副町長の選任について	原案同意
2 5	議案第 2 5 号	若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	原案同意
	議員提出議案		
2 6	第 1 号	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議	原案可決
2 7	第 2 号	議会だより調査特別委員会の設置について	原案可決
2 8	第 3 号	議会改革調査特別委員会の設置について	原案可決



## 令和4年第1回若桜町議会定例会

### 会議の顛末 本会議（3月9日）

#### 議会事務局長（下石裕美）

おはようございます。事務局長の下石です。本定例会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の中尾理明議員、議長席にお着き願います。

#### 臨時議長（中尾理明）

ただいま紹介されました中尾です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまから、令和4年第1回若桜町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

#### 日程第1

「仮議席の指定」を行います。

「仮議席」は、ただいまご着席の議席とします。

#### 日程第2

「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、投票と指名推薦があります。いずれの方法がよろしいでしょうか。

（投票の声あり）

「投票」の声がございました。

したがって、それを認め、議長の選挙は投票で行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

議長選挙は投票で行うことに決定しました。暫時休憩します。

午前9時32分 休憩  
（議場において全員協議会開催）

午前9時50分 再開

#### 臨時議長（中尾理明）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議場の出入口を閉めます。

（事務局職員が議場を閉める）

傍聴者の方も出入りができませんのでよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に谷口貴議員、森田二郎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（事務局職員が投票用紙を配る）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（配布漏れなし）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（事務局職員点検・異状なし）

異状なしと認めます。

それでは、投票用紙にご記入ください。

（投票用紙記入）

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

#### 議会事務局長（下石裕美）

それでは、順次投票していただきます。

1番谷口貴議員、2番森田二郎議員、3番梶原明議員、4番山根政彦議員、5番山本安雄議員、6番小林誠議員、7番前住孝行議員、8番山本晴隆議員、9番川上守議員、10番

中尾理明議員。

#### 臨時議長（中尾理明）

投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。

谷口貴議員、森田二郎議員、開票の立会いをお願いいたします。

（立会人立会いのもと、開票）

選挙結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、前住議員4票、山根議員6票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、山根議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（事務局職員が議場を開ける）

ただいま、議長に当選された山根議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

続いて、当選人山根議員の発言を求めます。山根議員。

#### 議員（山根政彦）

ただいま皆様のご指示によって議長に就任することができました。先ほどの決意表明でも申し上げたとおり、私一人で若桜町議会を変えていくということは不可能でございます。皆様のお一人おひとりのお力によって、この若桜町議会の、また、若桜町を変えていきたいというふうに思います。

微力ではございますが、4年間よろしくお願いたします。

#### 臨時議長（中尾理明）

では、山根議長、議長席にお着き願います。

以上で私の任務は全て終了しました。

ご協力ありがとうございました。

#### 議長（山根政彦）

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

（議席の変更）

午前10時20分 再開

#### 議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程の追加についてお諮りします。

お手元に配布の「第1号の追加1」のとおり、日程第1から日程第9までを日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第9までを日程に追加することに決定しました。

#### 追加日程第1

「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおりと指定します。

#### 追加日程第2

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、谷口貴議員、森田二郎議員を指名します。

#### 追加日程第3

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日ま

での15日間と決定いたしました。

#### 追加日程第4

副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、投票と指名推薦の方法があります。

いずれの方法がよろしいでしょうか。

(投票の声あり)

「投票」という発言がありましたので、副議長の選挙は投票で行うこととします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

副議長選挙は投票で行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

(議場にて全員協議会開催)

午前10時35分 再開

#### 議長(山根政彦)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
議場の出入口を閉めます。

(事務局職員が議場を閉める)

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に梶原明議員、山本安雄議員を指名します。

投票用紙をお配りします。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

(事務局職員が投票用紙を配る)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(異状なし)

異常なしと認めます。

それでは、投票用紙にご記入ください。

(投票用紙記入)

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

#### 事務局長(下石裕美)

それでは順次投票をしていただきます。

1番谷口貴議員、2番森田二郎議員、3番梶原明議員、4番山本安雄議員、5番小林誠議員、6番前住孝行議員、7番山本晴隆議員、8番川上守議員、9番中尾理明議員、10番山根政彦議員。

#### 議長(山根政彦)

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

梶原明議員、山本安雄議員、開票の立会いをお願いいたします。

(立会人立会いのもと、開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票です。

有効投票のうち、前住孝行議員4票、小林誠議員6票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、小林誠議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(事務局職員が議場を開ける)

ただいま副議長に当選されました小林誠議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

続いて、当選人小林誠議員の発言を求めます。

## 議員（小林誠）

どうも皆さんありがとうございます。議長と一緒に町での諸問題を前向きに取り組んでいきたい、そういう思いで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

## 議長（山根政彦）

確認のために暫時休憩を取ります。

（議席の変更）

## 議長（山根政彦）

会を開会します。

### 追加日程第5

議席の一部変更を行います。

先ほど行われました副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

山本安雄議員の議席を4番に、小林誠議員の議席を9番に、前住議員の議席を5番に、山本晴隆議員の議席を6番に、川上守議員の議席を7番に、中尾理明議員の議席を8番に変更します。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午後 1時40分 再開

## 議長（山根政彦）

休憩前に引続き、会議を再開いたします。

### 追加日程第6

常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第6号第4項の規定により、谷口貴議員、森田二郎議員、梶原明議員、山本安雄議員、前住孝行議員、山本晴隆議員、川上守議員、中尾理明議員、小林誠議員、山根政彦の10名を総務産業教育民生常任委員会委員に指名

したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を総務産業教育民生常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

### 追加日程第7

議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、梶原明議員、小林誠議員、山本晴隆議員、川上守議員を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

### 追加日程第8

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に小林誠議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小林誠議員を、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小林誠議員が、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

小林誠議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

続いて、当選人小林誠議員の発言を求めます。

#### 議員(小林誠)

はい。議長。

よろしくお願ひしたいと思います。

#### 議長(山根政彦)

追加日程第9の案件は、私自身に関わりを持つことから、副議長において会議を進めていただきます。

(副議長と交代し、議長は議席10番へ)

#### 副議長(小林誠)

それでは、追加日程第9、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名方法については、副議長が指名することにしたと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することと決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に山根政彦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長が指名しました山根政彦議員を、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、山根政彦議員が鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に当選されました。

山根政彦議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

続いて、当選人山根政彦議員の発言を求めます。

#### 議員(山根政彦)

皆さんよろしくお願ひします。

#### 副議長(小林誠)

それでは議長に交代をします。

(議長へ交代)

#### 議長(山根政彦)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

午後 1時49分 散会